

本年(2018)5月以降、雇用保険事務手続きにマイナンバーの届出

が必要になりました

(2018/4/5)

小山事務所

平成29年7月18日から行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号法に規定する情報ネットワークシステムの運用が開始され、特定個人情報の提供の求め及び情報連携が開始されています。

今後、日本年金機構が情報連携に算入することにより、新たに「高年齢雇用継続給付受給者情報」、「離職時点の被保険者情報」とマイナンバーの紐付けが必須となります。

については、雇用保険手続きにおける必要な「マイナンバー」の届出がない場合には、本年5月以降、補正のため返戻扱いとなる予定です。事務処理に支障をきたすこととなりますので十分な注意が必要です。

又、今後これらの手続きについては郵送によることはできるだけ避けて電子申請による方法での活用・周知を要請されています。

※[リーフレット](#)

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/library/hokenri-fu.pdf>

ハナミズキ (花水木)

